

議案第 6号

既存条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

既存条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を別案のように制定する。
よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和8年 3月 3日 提 出 木祖村長 奥 原 秀 一

令和8年 3月 日 議 決 議会議長 栗 屋 正 一

既存条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例案

(木祖村公告式条例の一部改正)

第1条 木祖村公告式条例(昭和42年木祖村条例第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「前条」を「前項」に改める。

(木祖村議会基本条例の一部改正)

第2条 木祖村議会基本条例(平成24年木祖村条例第24号の11の1)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「木祖村議会の議員の定数に関する条例」を「木祖村議会の議員の定数に関する条例(平成14年木祖村条例第20号)」に改める。

第19条第1項中「木祖村議会の議員の議員報酬等に関する条例」を「木祖村議会の議員の議員報酬等に関する条例(昭和44年木祖村条例第2号)」に改める。

(議会事務局設置条例の一部改正)

第3条 議会事務局設置条例(昭和53年木祖村条例第29号)の一部を次のように改正する。

本則中「地方自治法」の次に「(昭和22年法律第67号)」を加える。

(木祖村議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部改正)

第4条 木祖村議会議員の議員報酬等の特例に関する条例(平成27年木祖村条例第27号の14の1)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第4条第1項の表」を「前条第1項の表」に改める。

(木祖村監査委員条例の一部改正)

第5条 木祖村監査委員条例(昭和42年木祖村条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条中「木祖村公告式条例」の次に「(昭和42年木祖村条例第6号)」を加える。

(課設置条例の一部改正)

第6条 課設置条例(昭和45年木祖村条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第158条第7項」を「第158条第1項」に改める。

(木祖村公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

第7条 木祖村公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年木祖村条例第20号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「前項」を「前号」に改める。

(木祖村行政手續条例の一部改正)

第8条 木祖村行政手續条例(平成8年木祖村条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「行政手続法（平成5年法律第88号）第3条第1項各号」を「行政手続法第3条第1項各号」に改める。

（木祖村職員定数条例の一部改正）

第9条 木祖村職員定数条例（昭和56年木祖村条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに」を「及び」に、「第3条第1項」を「第3条第1号」に改める。

（木祖村副村長の定数を定める条例の一部改正）

第10条 木祖村副村長の定数を定める条例（平成19年木祖村条例第19号の1の1）の一部を次のように改正する。

本則中「地方自治法」の次に「（昭和22年法律第67号）」を加える。

（職員の定年等に関する条例の一部改正）

第11条 職員の定年等に関する条例（昭和59年木祖村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条中「木祖村職員の給与に関する条例（木祖村一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第42号））」を「木祖村一般職の職員の給与に関する条例（昭和54年木祖村条例第26号）」に改める。

附則第4項中「（第7条各号に掲げる職を占める職員にあっては、当該各号に定める年齢。以下この項において同じ。）」を削る。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第12条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年木祖村条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「第2条第1項」を「前条第1項」に改める。

第4条中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「第3条第2項」を「第3条第4号」に改める。

第12条中「刑法」の次に「（明治40年法律第45号）」を加える。

附則第4項中「木祖村職員の分限に関する条例（昭和30年木祖村条例第29号）」を「木祖村職員の分限に関する条例」に改める。

（職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正）

第13条 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年木祖村条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「前条第1項」を「前条」に、「同項中」を「同条中」に改める。

（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正）

第14条 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年木祖村条

例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和42年木祖村条例第16号）第7条に規定する」を削る。

（木祖村基金条例の一部改正）

第15条 木祖村基金条例（平成19年木祖村条例第19号の18の1）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条の2」を「法第233条の2」に改める。

（木祖村税条例の一部改正）

第16条 木祖村税条例（昭和38年木祖村条例第83号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「第1条の5第2号」を「第1条の9第2号」に改める。

第34条の7第2項各号を削る。

第36条の4第1項中「第2項」を「、第2項」に改める。

附則別表第1及び附則別表第2を削る。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第34条の7第1項第1号関係）

寄附金の区分	控除対象寄附金
第34条の7第1項第1号アに掲げる寄附金	財務大臣の指定を受けたもののうち県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金
第34条の7第1項第1号イに掲げる寄附金	県内に事務所又は事業所を有する独立行政法人に対する寄附金
第34条の7第1項第1号ウに掲げる寄附金	県内に事務所又は事業所を有する地方独立行政法人に対する寄附金
第34条の7第1項第1号エに掲げる寄附金	県内に事務所又は事業所を有する自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団及び日本赤十字社に対する寄附金
第34条の7第1項第1号オに掲げる寄附金	県内に事務所又は事業所を有する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金
第34条の7第1項第1号カに掲げる寄附金	県内に事務所又は事業所を有する学校法人に対する寄附金

第34条の7第1項第1号キに掲げる寄附金	県内に事務所又は事業所を有する社会福祉法人に対する寄附金
第34条の7第1項第1号クに掲げる寄附金	県内に事務所又は事業所を有する更生保護法人に対する寄附金
第34条の7第1項第1号ケに掲げる金銭	公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条第1項の規定により長野県知事又は長野県教育委員会の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出した金銭
第34条の7第1項第1号コに掲げる寄附金	県内に事務所又は事業所を有する認定特定非営利活動法人に対する寄附金

別表第2（第34条の7第1項第2号関係）

法人名	主たる事務所の所在地

（木祖村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正）

第17条 木祖村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年木祖村条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第12条第3項の表」を「第12条第4項の表」に、「第45条第2項の表」を「第45条第3項の表」に改める。

第3条第1項中「第12条第3項の表」を「第12条第4項の表」に、「第45条第2項の表」を「第45条第3項の表」に改める。

（木祖村税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例の一部改正）

第18条 木祖村税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例（昭和54年木祖村条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「租税特別措置法」の次に「（昭和32年法律第26号）」を加える。

（教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第19条 教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和44年木祖村条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和31年法律」の次に「第」を加える。

附則第5項中「第4条」を「第3条第2項」に改める。

附則第7項中「第4条」を「第3条第2項」に改め、「同条」の次に「同項」を加える。

附則第12項中「第4条」を「第3条第2項」に改め、「適用については、」の次に「同

条」を加える。

(木祖村教育資金利子補給金交付条例の一部改正)

第20条 木祖村教育資金利子補給金交付条例（平成20年木祖村条例第20号の15の1）の一部を次のように改正する。

第1条中「第82条の2」を「同法第124条」に、「支払い」を「支払」に改める。

第2条第1項中「かつ」を「かつ、」に、「第1条」を「前条」に改める。

(木祖村奨学資金貸付条例の一部改正)

第21条 木祖村奨学資金貸付条例（平成29年木祖村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「地方自治法」の次に「（昭和22年法律第67号）」を加え、「木祖村税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例（昭和54年条例第22号）」を「木祖村税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例（昭和54年木祖村条例第22号）」に改め、同条第2項中「にあたって」を「に当たって」に、「木祖村税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例（昭和54年条例第22号）」を「木祖村税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例」に改める。

(木祖村居住希望者奨学資金貸付条例の一部改正)

第22条 木祖村居住希望者奨学資金貸付条例（平成29年木祖村条例第2号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「地方自治法」の次に「（昭和22年法律第67号）」を加え、「木祖村税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例（昭和54年条例第22号）」を「木祖村税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例（昭和54年木祖村条例第22号）」に改め、同条第2項中「にあたって」を「に当たって」に、「木祖村税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例（昭和54年条例第22号）」を「木祖村税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例」に改める。

(木祖村文化財保護条例の一部改正)

第23条 木祖村文化財保護条例（平成元年木祖村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第27条第8項中「第7項」を「前項」に改める。

附則第2項中「木祖村文化財保護条例（昭和45年条例第12号）」を「木祖村文化財保護条例」に改める。

(木祖村郷土館設置条例の一部改正)

第24条 木祖村郷土館設置条例（昭和50年木祖村条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「前3号」を「前項」に改める。

(木祖村体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第25条 木祖村体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和59年木祖村条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第6項中「第1項の」を「別表の1の」に改める。

(木祖村学校体育施設使用料徴収条例の一部改正)

第26条 木祖村学校体育施設使用料徴収条例（昭和60年木祖村条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「昭和59年」の次に「木祖村」を加え、「第6条、第8条」を「第6条及び第8条」に改める。

別表第2項中「または」を「並びに」に、「者で」を「者及び木祖村総合型スポーツクラブ会員は」に、「前項の」を「別表の1の」に改める。

(木祖村放課後児童クラブ設置条例の一部改正)

第27条 木祖村放課後児童クラブ設置条例（平成15年木祖村条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「第4条各号の一」を「前条第2項の一」に改める。

(木祖村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第28条 木祖村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年木祖村条例第26号の19の1）の一部を次のように改正する。

第1条中「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）」に改める。

第15条第1項第3号中「幼稚園教育要領」の次に「（平成29年文部科学省告示第62号）」を加える。

第37条第1項中「木祖村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 年木祖村条例第 号）」を「木祖村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年木祖村条例第26号の20の1）」に、「同条例第32条」を「前条例第32条」に、「同条例第34条」を「前条例第34条」に改める。

(木祖村民センター条例の一部改正)

第29条 木祖村民センター条例（昭和48年木祖村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「第4条各号」を「前条」に改める。

(木祖村生活安全及び交通安全づくりに関する条例の一部改正)

第30条 木祖村生活安全及び交通安全づくりに関する条例(平成11年木祖村条例第14号)の一部を次のように改正する。

第6条中「次項」を「事項」に改める。

第11条第2項中「第12条」を「次条」に改める。

(木祖村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第31条 木祖村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年木祖村条例第26号の21の1)の一部を次のように改正する。

附則第1項中「第67号」を「第65号」に改める。

(木祖村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第32条 木祖村廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成21年木祖村条例第21号の21の1)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「第1項」を「前項」に改める。

第10条中「。以下「政令」という。」を削る。

第14条第1号中「木祖村手数料徴収条例(」の次に「平成12年木祖村条例第10号。」を加える。

(木祖村後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第33条 木祖村後期高齢者医療に関する条例(平成19年木祖村条例第19号の26の1)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「租税特別措置法」の次に「(昭和32年法律第26号)」を加える。

(木祖村村有林野造成条例の一部改正)

第34条 木祖村村有林野造成条例(昭和32年木祖村条例第39号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「森林法」を「森林法(昭和26年法律第249号)」に改める。

(木祖村林業会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第35条 木祖村林業会館の設置及び管理に関する条例(昭和54年木祖村条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条中「木祖村大字菅字向吉田195番地の1」を「木祖村大字菅195番地の1」に改める。

(こだまの森設置および管理等に関する条例の一部改正)

第36条 こだまの森設置および管理等に関する条例(昭和60年木祖村条例第15号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「第3条第2項」を「第4条第2項」に改め、同項第3号中「第4条各号」を「前条第1項各号」に改め、同項第4号中「第8条第2項」を「第10条第2項」に改め、同項第5号中「第12条」を「第14条」に改める。

(木祖村そば乾燥調整等施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第37条 木祖村そば乾燥調整等施設の設置及び管理に関する条例(平成23年木祖村条例第23号の17の1)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

木祖村そば乾燥調製等施設の設置及び管理に関する条例

第1条中「そば乾燥調整等施設」を「そば乾燥調製等施設」に改める。

第5条第2号中「乾燥調整」を「乾燥調製」に改める。

(木祖村地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正)

第38条 木祖村地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例(平成22年木祖村条例第22号の16の1)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「法第4条第6項」を「同条第6項」に改め、「以下「省令」という。」を削る。

(正沢親水公園の設置及び管理等に関する条例の一部改正)

第39条 正沢親水公園の設置及び管理等に関する条例(令和5年木祖村条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号中「第5条各号」を「前条各号」に改める。

第8条第2項中「別表」を「別表第1」に改める。

(木祖村地域交流施設設置及び管理に関する条例の一部改正)

第40条 木祖村地域交流施設設置及び管理に関する条例(令和4年木祖村条例第20号)の一部を次のように改正する。

第5条各号中「とき」の次に「。」を加える。

第6条第1号及び第2号中「とき」の次に「。」を加え、同条第3号中「第5条各号」を「前条各号」に改め、「とき」の次に「。」を加える。

第10条中「こと」の次に「。」を加える。

(木祖村工事費分担金徴収条例の一部改正)

第41条 木祖村工事費分担金徴収条例(昭和54年木祖村条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中「地方自治法第224条」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条」に、「第2条」を「次条」に、「以つて」を「もって」に改める。

第3条第1項中「第2条」を「前条」に改める。

(木祖村道路占用料徴収条例の一部改正)

第42条 木祖村道路占用料徴収条例(昭和62年木祖村条例第15号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「地方自治法第231条の3」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3」に、「木祖村税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例(昭和54年条例第22号)」を「木祖村税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例(昭和54年木祖村条例第22号)」に改め、同条第2項中「あたって」を「当たって」に、「木祖村税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例(昭和54年条例第22号)」を「木祖村税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例」に改める。

(木祖村公共物管理条例の一部改正)

第43条 木祖村公共物管理条例(昭和62年木祖村条例第16号)の一部を次のように改正する。

第19条中「、又は第6号」を「又は第6号」に改める。

(木祖村営水道条例の一部改正)

第44条 木祖村営水道条例(平成10年木祖村条例第14号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「前各号」を「前項各号」に改める。

(木祖村水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第45条 木祖村水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成25年木祖村条例第25号の8の1)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「学校教育法(昭和22年法律第26条)」を「学校教育法(昭和22年法律第26号)」に改める。

(源流の里木祖村水道水源保全条例の一部改正)

第46条 源流の里木祖村水道水源保全条例(平成26年木祖村条例第26号の10の1)の一部を次のように改正する。

第10条第4項第1号中「水道法(昭和32年法律第177号)第3条」を「法第3条」に改める。

(木祖村下水道条例の一部改正)

第47条 木祖村下水道条例(平成12年木祖村条例第29号)の一部を次のように改正する。

第6条の4第1項中「次条第1項」を「次条」に、「下水道排水設備工事責任技術者（（以下「責任技術者」という。））」を「下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。））」に改める。

第6条の5中「第6条の4第1項」を「前条第1項」に改める。

第6条の6第3項を次のように改める。

- 3 指定工事店は、第6条の9の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく村長に指定工事店証を返納しなければならない。また、同条の規定により指定の効力を一時停止されたときは、その期間中指定工事店証を返納しなければならない。第20条中「第2号において同じ。」を削る。

第26条の2第2項中「第1項」を「前項」に改める。

第26条の4第1項第7号中「道路法」の次に「（昭和27年法律第180号）」を加える。

第26条の6中「第21条第1項」を「第26条第1項」に改める。

第26条の7第1項中「第21条の3第1項」を「第26条の3第1項」に改め、同条第2項中「第21条の4第1項」を「第26条の4」に改める。

第26条の8第1号中「第21条の4第1項」を「第26条の4第1」に改める。

第27条第1項及び第2項中「第21条第1項」を「第26条第1項」に改め、同条第3項及び第4項中「第21条の5」を「第26条の5」に改める。

第29条第3項中「木祖村税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例（昭和54年条例第22号）」を「税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例（昭和54年条例第22号）」に改める。

第32条第8号中「第22条第2項」を「第27条第2項」に改め、同条第9号中「第19条」を「第24条」に、「第16条第2項第3号」を「第16条第2項」に改める。

（木祖村農業集落排水事業及び特定環境保全公共下水道事業等分担金徴収条例の一部改正）

第48条 木祖村農業集落排水事業及び特定環境保全公共下水道事業等分担金徴収条例（平成10年木祖村条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第3条」を「前条」に改める。

第7条中「木祖村税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例」を「税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例（昭和54年条例第22号）」に改める。

（木祖村浄化槽市町村整備推進事業に関する条例の一部改正）

第49条 木祖村浄化槽市町村整備推進事業に関する条例（平成15年木祖村条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「木祖村農業集落排水施設の管理に関する条例（平成10年木祖村条

例第1号)」を「木祖村農業集落排水施設の管理に関する条例（令和2年木祖村条例第7号）」に改める。

（木祖村農業集落排水施設の管理に関する条例の一部改正）

第50条 木祖村農業集落排水施設の管理に関する条例（令和2年木祖村条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2」に改める。

第17条第2項中「第1項」を「前項」に改める。

（木祖村防災行政無線施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第51条 木祖村防災行政無線施設等の設置及び管理に関する条例（平成4年木祖村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「第1号」を「前号」に改める。

（昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする条例の廃止）

第52条 昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする条例（平成元年木祖村条例第3号）は、廃止する。

（木祖村家畜等診療費徴収条例の廃止）

第53条 木祖村家畜等診療費徴収条例（昭和54年木祖村条例第18号）は、廃止する。

（公有林野官行造林条例の廃止）

第54条 公有林野官行造林条例（昭和26年木祖村条例第8号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第1条 木祖村公告式条例（昭和42年木祖村条例第6号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（規定の公表）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 前条の規定は、村の機関の定める規程等で公表を要するものに準用する。ただし同項中「村長名」とあるのは「当該機関名」、「村長印」とあるのは「当該機関印」と読み替えるものとする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（規定の公表）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 前項の規定は、村の機関の定める規程等で公表を要するものに準用する。ただし同項中「村長名」とあるのは「当該機関名」、「村長印」とあるのは「当該機関印」と読み替えるものとする。</p> <p>3 （略）</p>

第2条 木祖村議会基本条例（平成24年木祖村条例第24号の11の1）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（議員定数）</p> <p>第18条 議員定数は、<u>木祖村議会の議員の定数に関する条例</u> _____に定める。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（議員報酬）</p> <p>第19条 議員報酬は、<u>木祖村議会の議員の議員報酬等に関する条例</u> _____に定める。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（議員定数）</p> <p>第18条 議員定数は、<u>木祖村議会の議員の定数に関する条例（平成14年木祖村条例第20号）</u>に定める。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（議員報酬）</p> <p>第19条 議員報酬は、<u>木祖村議会の議員の議員報酬等に関する条例（昭和44年木祖村条例第2号）</u>に定める。</p> <p>2・3 （略）</p>

第3条 議会事務局設置条例（昭和53年木祖村条例第29号）新旧対照表

現行	改正後（案）
地方自治法_____第138条第2項の規定により、議会に事務局を置く。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第2項の規定により、議会に事務局を置く。

第4条 木祖村議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（平成27年木祖村条例第27号の14の1）新旧対照表

現行	改正後（案）
（期末手当の減額） 第5条 6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）のそれぞれ前6か月以内の期間において、議員報酬の支給を減額された月があるときは、その職に応じた期末手当に、欠席期間に応じて、 <u>第4条第1項の表</u> に定める支給割合を乗じて得た額とする。 2 （略）	（期末手当の減額） 第5条 6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）のそれぞれ前6か月以内の期間において、議員報酬の支給を減額された月があるときは、その職に応じた期末手当に、欠席期間に応じて、 <u>前条第1項の表</u> に定める支給割合を乗じて得た額とする。 2 （略）

第5条 木祖村監査委員条例（昭和42年木祖村条例第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（結果の公表及び告示） 第6条 監査の結果の公表及び告示については、木祖村公告式条例_____の規定を準用する。	（結果の公表及び告示） 第6条 監査の結果の公表及び告示については、木祖村公告式条例（昭和42年木祖村条例第6号） <u>の</u> 規定を準用する。

第6条 課設置条例（昭和45年木祖村条例第6号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第158条第7項</u>の規定に基づき課の設置について定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第158条第1項</u>の規定に基づき課の設置について定めるものとする。</p>

第7条 木祖村公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年木祖村条例第20号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（指定管理者の指定の申請）</p> <p>第4条 法人その他の団体にあつて、指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について村長に申請しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>前項</u>に掲げるもののほか、村長が特に必要なものとして規則で定める書面</p>	<p>（指定管理者の指定の申請）</p> <p>第4条 法人その他の団体にあつて、指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について村長に申請しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>前号</u>に掲げるもののほか、村長が特に必要なものとして規則で定める書面</p>

第8条 木祖村行政手續条例（平成8年木祖村条例第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（適用除外）</p> <p>第3条 次の各号に掲げる処分又は行政指導で<u>行政手續法（平成5年法</u></p>	<p>（適用除外）</p> <p>第3条 次の各号に掲げる処分又は行政指導で<u>行政手續法第3条第1項</u></p>

<p>律第88号) 第3条第1項各号に掲げるものについては、次章から第4章までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(12) (略)</p>	<p>各号 _____ に掲げるものについては、次章から第4章までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(12) (略)</p>
--	--

第9条 木祖村職員定数条例（昭和56年木祖村条例第15号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例で職員とは、一般職の職員（臨時任用の職員並びに公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年木祖村条例第22号）<u>第3条第1項</u>に規定する派遣職員を除く。）をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例で職員とは、一般職の職員（臨時任用の職員及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年木祖村条例第22号）<u>第3条第1号</u>に規定する派遣職員を除く。）をいう。</p>

第10条 木祖村副村長の定数を定める条例（平成19年木祖村条例第19号の1の1）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>地方自治法 _____ 第161条第2項の規定により、副村長の定数を1人とする。</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第161条第2項の規定により、副村長の定数を1人とする。</p>

第11条 職員の定年等に関する条例（昭和59年木祖村条例第12号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、<u>木祖村職員</u></p>	<p>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、<u>木祖村一般</u></p>

の給与に関する条例（木祖村一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第42号））第25条の2第1項に規定する職員が占める職とする。

附 則

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年（第7条各号に掲げる職を占める職員にあつては、当該各号に定める年齢。以下この項において同じ。）に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

職の職員の給与に関する条例（昭和54年木祖村条例第26号）

第25条の2第1項に規定する職員が占める職

とする。

附 則

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年_____に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

第12条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年木祖村条例第22号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(派遣職員の職務への復帰)</p> <p>第3条 法第5条第1項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第2条第1項</u>に規定する取決めに反することとなった場合</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員（企業職員（<u>地方公営企業労働関係法</u>（昭和27年法律第289号）<u>第3条第2項</u>の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。第6条において同じ。）のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>(法第10条第1項に規定するその他条例で定める場合)</p> <p>第12条 法第10条第1項に規定するその他条例で定める場合は、退職派遣者が特定法人の業務に従事すべき期間に、刑法_____その他の法令の規定に違反した場合であって、当該退職派遣者が引き続き職員として在職したものとみなしたならば、地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を行うことが適当と認</p>	<p>(派遣職員の職務への復帰)</p> <p>第3条 法第5条第1項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>前条第1項</u>に規定する取決めに反することとなった場合</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員（企業職員（<u>地方公営企業等の労働関係に関する法律</u>（昭和27年法律第289号）<u>第3条第4号</u>の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。第6条において同じ。）のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>(法第10条第1項に規定するその他条例で定める場合)</p> <p>第12条 法第10条第1項に規定するその他条例で定める場合は、退職派遣者が特定法人の業務に従事すべき期間に、刑法<u>(明治40年法律第45号)</u>その他の法令の規定に違反した場合であって、当該退職派遣者が引き続き職員として在職したものとみなしたならば、地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を行うことが適当と認</p>

められる場合とする。 附 則 (木祖村職員の分限に関する条例の一部改正) 4 <u>木祖村職員の分限に関する条例（昭和30年木祖村条例第29号）</u> の一部を次のように改正する。	められる場合とする。 附 則 (木祖村職員の分限に関する条例の一部改正) 4 <u>木祖村職員の分限に関する条例</u> の一部を次のように改正する。
--	--

第13条 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年木祖村条例第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(教育長に対する準用) 第3条 <u>前条第1項</u> の規定は、教育長について準用する。この場合において、 <u>同項中</u> 「任命権者又は、その委任を受けた者」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。	(教育長に対する準用) 第3条 <u>前条</u> の規定は、教育長について準用する。この場合において、 <u>同条中</u> 「任命権者又は、その委任を受けた者」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

第14条 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年木祖村条例第24号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(職員団体のための職員の行為の制限の特例) 第2条 職員は、次に掲げる場合又は期間に限り、給与を受けながら職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。 (1) (略) (2) <u>職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和42年木祖村条例第16号）</u> 第7条に規定する職員の勤務時間及び休暇等に関する	(職員団体のための職員の行為の制限の特例) 第2条 職員は、次に掲げる場合又は期間に限り、給与を受けながら職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。 (1) (略) (2) _____ 職員の勤務時間及び休暇等に関する

条例（平成7年木祖村条例第1号）第6条第1項に規定する休日（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）、同条例第7条の規定による代休日、同条例第9条の規定による年次休暇及び休職の期間

条例（平成7年木祖村条例第1号）第6条第1項に規定する休日（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）、同条例第7条の規定による代休日、同条例第9条の規定による年次休暇及び休職の期間

第15条 木祖村基金条例（平成19年木祖村条例第19号の18の1）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（積立て） 第3条（略） 2（略） 3 前項の額は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条の2</u>の規定により、予算に計上しないで基金に積み立てることができる。</p>	<p>（積立て） 第3条（略） 2（略） 3 前項の額は、<u>法第233条の2</u>の規定により、予算に計上しないで基金に積み立てることができる。</p>

第16条 木祖村税条例（昭和38年木祖村条例第83号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（納税証明事項） 第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）<u>第1条の5第2号</u>に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 （寄附金税額控除）</p>	<p>（納税証明事項） 第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）<u>第1条の9第2号</u>に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 （寄附金税額控除）</p>

第34条の7 (略)

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

(1) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が0を下回るときであつて、当該納税義務者が第34条の3第2項に規定する課税山林所得金額（以下この項において「課税山林所得金額」という。）及び同条第2項に規定する課税退職所得金額（以下この項において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき 100分の90

(2) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が0を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める割合（ア及びイに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該ア又はイに定める割合のうちいずれか低い割合）

ア 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

イ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

第34条の7 (略)

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

(村民税に係る不申告に関する過料)

第36条の4 村民税の納税義務者が第36条の2第1項第2項若しくは第3項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は同条第9項若しくは第10項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告しなかつた場合には、その者に対し10万円以下の過料を科する。

2・3 (略)

附則別表第1 (第34条の7第1項第1号関係)

【別記1 参照】

附則別表第2 (第34条の7第1項第2号関係)

【別記2 参照】

【別記3 参照】

【別記4 参照】

(村民税に係る不申告に関する過料)

第36条の4 村民税の納税義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は同条第9項若しくは第10項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告しなかつた場合には、その者に対し10万円以下の過料を科する。

2・3 (略)

【別記1 参照】

【別記2 参照】

別表第1 (第34条の7第1項第1号関係)

【別記3 参照】

別表第2 (第34条の7第1項第2号関係)

【別記4 参照】

【別記1】

現行

<u>寄附金の区分</u>	<u>控除対象寄附金</u>
第34条の7第1項第1号アに掲げる寄附金	財務大臣の指定を受けたもののうち県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金

第34条の7第1項第1号イに掲げる寄附金	県内に事務所又は事業所を有する独立行政法人に対する寄附金
第34条の7第1項第1号ウに掲げる寄附金	県内に事務所又は事業所を有する地方独立行政法人に対する寄附金
第34条の7第1項第1号エに掲げる寄附金	県内に事務所又は事業所を有する自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団及び日本赤十字社に対する寄附金
第34条の7第1項第1号オに掲げる寄附金	県内に事務所又は事業所を有する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金
第34条の7第1項第1号カに掲げる寄附金	県内に事務所又は事業所を有する学校法人及び私立学校法第64条第4項（私立専修学校等）の規定により設立された法人に対する寄附金
第34条の7第1項第1号キに掲げる寄附金	県内に事務所又は事業所を有する社会福祉法人に対する寄附金
第34条の7第1項第1号クに掲げる寄附金	県内に事務所又は事業所を有する更生保護法人に対する寄附金
第34条の7第1項第1号ケに掲げる金銭	公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条第1項の規定により長野県知事又は長野県教育委員会の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出した金銭
第34条の7第1項第1号コに掲げる寄附金	県内に事務所又は事業所を有する認定特定非営利活動法人に対する寄附金

【別記2】

現行

法人名	主たる事務所の所在地

【別記3】

改正後（案）

寄附金の区分	控除対象寄附金
第34条の7第1項第1号アに掲げる寄附金	財務大臣の指定を受けたもののうち県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金
第34条の7第1項第1号イに掲げる寄附金	県内に事務所又は事業所を有する独立行政法人に対する寄附金
第34条の7第1項第1号ウに掲げる寄附金	県内に事務所又は事業所を有する地方独立行政法人に対する寄附金
第34条の7第1項第1号エに掲げる寄附金	県内に事務所又は事業所を有する自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団及び日本赤十字社に対する寄附金
第34条の7第1項第1号オに掲げる寄附金	県内に事務所又は事業所を有する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金
第34条の7第1項第1号カに掲げる寄附金	県内に事務所又は事業所を有する学校法人に対する寄附金

第34条の7第1項第1号キに掲げる寄附金	県内に事務所又は事業所を有する社会福祉法人に対する寄附金
第34条の7第1項第1号クに掲げる寄附金	県内に事務所又は事業所を有する更生保護法人に対する寄附金
第34条の7第1項第1号ケに掲げる金銭	公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条第1項の規定により長野県知事又は長野県教育委員会の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出した金銭
第34条の7第1項第1号コに掲げる寄附金	県内に事務所又は事業所を有する認定特定非営利活動法人に対する寄附金

【別記4】

改正後（案）

法人名	主たる事務所の所在地

第17条 木祖村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年木祖村条例第9号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「振興すべき業種の事業」とは、村産業振興促進区域内において振興すべき業種として村計画に定められる製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「振興すべき業種の事業」とは、村産業振興促進区域内において振興すべき業種として村計画に定められる製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定</p>

する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。)又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)に係る事業で、租税特別措置法(昭和32年法律第26号) 第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業に該当するものをいう。

2 (略)

(課税免除の要件等)

第3条 村長は、法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から令和6年3月31日までの間に、村産業振興促進区域内において、振興すべき業種の用に供する設備で租税特別措置法 第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の適用を受けるものであって、取得価格の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額以上のもの(以下「対象設備」という。))の取得等をした者について、当該対象設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。(以下「対象設備である家屋等」という。))に対して課する固定資産税について課税免除をすることができる。

(1)・(2) (略)

2 (略)

する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。)又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)に係る事業で、租税特別措置法(昭和32年法律第26号) 第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄に掲げる事業に該当するものをいう。

2 (略)

(課税免除の要件等)

第3条 村長は、法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から令和6年3月31日までの間に、村産業振興促進区域内において、振興すべき業種の用に供する設備で租税特別措置法 第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の適用を受けるものであって、取得価格の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額以上のもの(以下「対象設備」という。))の取得等をした者について、当該対象設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。(以下「対象設備である家屋等」という。))に対して課する固定資産税について課税免除をすることができる。

(1)・(2) (略)

2 (略)

<p>事項を定めることを目的とする。</p> <p>附 則</p> <p>5 平成16年6月、12月に支給する期末手当については、<u>第4条</u> 中「100分の40」を「100分の30」とする。</p> <p>7 平成17年6月、12月に支給する期末手当の額については、<u>第4条</u> の規定にかかわらず、同条<u> </u>により算出された額から20%を減じた額とする。</p> <p>(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</p> <p>12 平成21年6月に支給する期末手当に関する<u>第4条</u> の規定の適用については、<u> </u>同項中「100分の162.5、」とあるのは、「100分の147.5、」とする。</p>	<p>事項を定めることを目的とする。</p> <p>附 則</p> <p>5 平成16年6月、12月に支給する期末手当については、<u>第3条第2項</u>中「100分の40」を「100分の30」とする。</p> <p>7 平成17年6月、12月に支給する期末手当の額については、<u>第3条第2項</u>の規定にかかわらず、同条<u>同項</u>により算出された額から20%を減じた額とする。</p> <p>(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</p> <p>12 平成21年6月に支給する期末手当に関する<u>第3条第2項</u>の規定の適用については、<u>同条同項</u>中「100分の162.5、」とあるのは、「100分の147.5、」とする。</p>
---	---

第20条 木祖村教育資金利子補給金交付条例（平成20年木祖村条例第20号の15の1）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(目的)</p> <p>第1条 木祖村は次世代育成支援の一環として、子女が学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、大学、高等専門学校及び<u>第82条の2</u>に規定する専修学校並びに公立大学校(以下「高等学校等」という。)に入学又は、修学の用に供する教育資金を金融機関から融資を受けた保護者に対し、木祖村が<u>支払い</u>利子(の一部)を補給し、経済支援を図ることを目的とする。</p> <p>(支給要件)</p> <p>第2条 保護者は木祖村に居住し、<u>かつ</u>子女が木祖中学校を卒業し</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 木祖村は次世代育成支援の一環として、子女が学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、大学、高等専門学校及び<u>同法第124条</u>に規定する専修学校並びに公立大学校(以下「高等学校等」という。)に入学又は、修学の用に供する教育資金を金融機関から融資を受けた保護者に対し、木祖村が<u>支払</u>利子(の一部)を補給し、経済支援を図ることを目的とする。</p> <p>(支給要件)</p> <p>第2条 保護者は木祖村に居住し、<u>かつ</u>子女が木祖中学校を卒業し</p>

て第1条に規定する高等学校等に修学していること。 2 (略)	て前条に規定する高等学校等に修学していること。 2 (略)
-----------------------------------	----------------------------------

第21条 木祖村奨学資金貸付条例（平成29年木祖村条例第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(督促料および延滞金)</p> <p>第17条 奨学生は、正当な理由がなくて奨学資金を償還すべき日までにこれを償還せず、地方自治法_____第231条の3第1項の規定により督促状を発したときは、<u>木祖村税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例（昭和54年条例第22号）</u>の規定により督促料及び延滞金を徴収するものとする。</p> <p>2 延滞金の金額の算出にあたっては、<u>木祖村税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例（昭和54年条例第22号）</u>を適用するものとする。</p>	<p>(督促料および延滞金)</p> <p>第17条 奨学生は、正当な理由がなくて奨学資金を償還すべき日までにこれを償還せず、地方自治法<u>（昭和22年法律第67号）</u>第231条の3第1項の規定により督促状を発したときは、<u>木祖村税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例（昭和54年木祖村条例第22号）</u>の規定により督促料及び延滞金を徴収するものとする。</p> <p>2 延滞金の金額の算出に当たっては、<u>木祖村税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例_____</u>を適用するものとする。</p>

第22条 木祖村居住希望者奨学資金貸付条例（平成29年木祖村条例第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(督促料及び延滞金)</p> <p>第17条 奨学生は、正当な理由がなくて奨学資金を償還すべき日までにこれを償還せず、地方自治法_____第231条の3第1項の規定により督促状を発したときは、<u>木祖村税外収入金に対</u></p>	<p>(督促料及び延滞金)</p> <p>第17条 奨学生は、正当な理由がなくて奨学資金を償還すべき日までにこれを償還せず、地方自治法<u>（昭和22年法律第67号）</u>第231条の3第1項の規定により督促状を発したときは、<u>木祖村税外収入金に対</u></p>

<p>する手数料及び延滞金徴収条例（昭和54年条例第22号）の規定により督促料及び延滞金を徴収するものとする。</p> <p>2 延滞金の金額の算出にあたっては、<u>木祖村税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例（昭和54年条例第22号）</u>を適用するものとする。</p>	<p>する手数料及び延滞金徴収条例（昭和54年木祖村条例第22号）の規定により督促料及び延滞金を徴収するものとする。</p> <p>2 延滞金の金額の算出にあたっては、<u>木祖村税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例</u>を適用するものとする。</p>
--	--

第23条 木祖村文化財保護条例（平成元年木祖村条例第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（解除）</p> <p>第27条 （略）</p> <p>2～7 （略）</p> <p>8 第2項、第5項又は第7項の規定による認定の解除を受けたときは、当該村指定無形文化財の保持者又は保持団体であった者は、速やかに村指定無形文化財の認定書を教育委員会に返付しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>（条例の廃止）</p> <p>2 <u>木祖村文化財保護条例（昭和45年条例第12号）</u>は、廃止する。</p>	<p>（解除）</p> <p>第27条 （略）</p> <p>2～7 （略）</p> <p>8 第2項、第5項又は前項の規定による認定の解除を受けたときは、当該村指定無形文化財の保持者又は保持団体であった者は、速やかに村指定無形文化財の認定書を教育委員会に返付しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>（条例の廃止）</p> <p>2 <u>木祖村文化財保護条例</u>は、廃止する。</p>

第24条 木祖村郷土館設置条例（昭和50年木祖村条例第14号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(入場料の区分及び入場料の額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前3号の規定にかかわらず村長が公益上、特に必要と認めるときは入場料を減免することができる。</p>	<p>(入場料の区分及び入場料の額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず村長が公益上、特に必要と認めるときは入場料を減免することができる。</p>

第25条 木祖村体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和59年木祖村条例第24号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>別表（第7条関係）</p> <p>1 基本料金</p> <p>(1) 木祖村社会体育館</p> <p>(2) 木祖村運動場</p> <p>(3) 木祖村弓道場</p> <p>2 休憩、準備、片付け、清掃に要する時間も通算する。</p> <p>3 入場料又はこれに類するものを徴収し、または商品の展示即売宣伝等のために使用する場合は、次の区分によるそれぞれの額を加算して徴収する。</p> <p>(イ) 村内居住者 各区分使用料金の50%に相当する額</p> <p>(ロ) その他の者 各区分使用料金の100%に相当する額</p> <p>4 暖房使用料は、暖房器具1台につき1時間当り200円を別に徴収す</p>	<p>別表（第7条関係）</p> <p>1 基本料金</p> <p>(1) 木祖村社会体育館</p> <p>(2) 木祖村運動場</p> <p>(3) 木祖村弓道場</p> <p>2 休憩、準備、片付け、清掃に要する時間も通算する。</p> <p>3 入場料又はこれに類するものを徴収し、または商品の展示即売宣伝等のために使用する場合は、次の区分によるそれぞれの額を加算して徴収する。</p> <p>(イ) 村内居住者 各区分使用料金の50%に相当する額</p> <p>(ロ) その他の者 各区分使用料金の100%に相当する額</p> <p>4 暖房使用料は、暖房器具1台につき1時間当り200円を別に徴収す</p>

<p>る。</p> <p>5 体育室を半面使用する場合の使用料は、体育室使用料の半額とする。</p> <p>6 木祖村に住所を有する者並びに就業する者及び木祖村総合型スポーツクラブ会員は、上記の施設のいずれかを使用する者の使用料は、<u>第1項の</u> 規定にかかわらず、1人当たり年額2,000円とする。ただし、毎年4月1日現在において年齢65歳以上及び中学生以下の者の使用料は無料とし、高校生又は、18歳以下の者は1人当たり年額1,000円とする。</p> <p>7 村内居住者以外の個人及び団体の使用料は各区分使用料の50%相当額を加算した使用料とする。</p>	<p>る。</p> <p>5 体育室を半面使用する場合の使用料は、体育室使用料の半額とする。</p> <p>6 木祖村に住所を有する者並びに就業する者及び木祖村総合型スポーツクラブ会員は、上記の施設のいずれかを使用する者の使用料は、<u>別表の1の</u>規定にかかわらず、1人当たり年額2,000円とする。ただし、毎年4月1日現在において年齢65歳以上及び中学生以下の者の使用料は無料とし、高校生又は、18歳以下の者は1人当たり年額1,000円とする。</p> <p>7 村内居住者以外の個人及び団体の使用料は各区分使用料の50%相当額を加算した使用料とする。</p>
---	---

第26条 木祖村学校体育施設使用料徴収条例（昭和60年木祖村条例第13号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（体育施設に関する規定の適用）</p> <p>第3条 学校体育施設の使用については、木祖村体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和59年_____条例第24号）第3条から<u>第6条、第8条</u> から第15条の規定を適用する。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>1 基本料金</p> <p>（1） 木祖小学校</p> <p>（2） 木祖中学校</p>	<p>（体育施設に関する規定の適用）</p> <p>第3条 学校体育施設の使用については、木祖村体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和59年木祖村条例第24号）第3条から<u>第6条及び第8条</u>から第15条の規定を適用する。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>1 基本料金</p> <p>（1） 木祖小学校</p> <p>（2） 木祖中学校</p>

以下「法」という。)第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

を定めるものとする。

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領

(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) (略)

2 (略)

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつてはその利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数を1人以上5人以下、小規模保育事業A型(木祖村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 年木祖村条例第 号) 第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同条例第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあつてはその利用定員の数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条例第34条に規定す

以下「法」という。)第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)を定めるものとする。

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(平成29年文部科学省告示第62号)

(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) (略)

2 (略)

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつてはその利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数を1人以上5人以下、小規模保育事業A型(木祖村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年木祖村条例第26号の20の1) 第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(前条例第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあつてはその利用定員の数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型(前条例第34条に規定す

<p>る小規模保育事業C型をいう。附則第6項において同じ。) にあってはその利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあってはその利用定員の数を1人とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>る小規模保育事業C型をいう。附則第6項において同じ。) にあってはその利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあってはその利用定員の数を1人とする。</p> <p>2 (略)</p>
---	---

第29条 木祖村民センター条例（昭和48年木祖村条例第12号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(使用の停止等)</p> <p>第5条 村長は次の各号の一に該当するときは、その使用条件を変更もしくは使用を停止し、または使用の許可を取り消すことができる。ただし、これによつて生じた損害に対しては、村はその責任を負わない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第4条各号</u>の規定に該当したとき。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(使用の停止等)</p> <p>第5条 村長は次の各号の一に該当するときは、その使用条件を変更もしくは使用を停止し、または使用の許可を取り消すことができる。ただし、これによつて生じた損害に対しては、村はその責任を負わない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>前条</u>の規定に該当したとき。</p> <p>(4) (略)</p>

第30条 木祖村生活安全及び交通安全づくりに関する条例（平成11年木祖村条例第14号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(青少年の健全育成)</p> <p>第6条 村長は、青少年の健全育成をはかるため、次の各号に掲げる<u>次項</u>の実施に努めるものとする。</p>	<p>(青少年の健全育成)</p> <p>第6条 村長は、青少年の健全育成をはかるため、次の各号に掲げる<u>事項</u>の実施に努めるものとする。</p>

<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(交通死亡事故等発生時の措置)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 村は、前項の検討結果を踏まえ、<u>第12条</u>に規定する木祖村生活安全及び交通安全対策協議会（以下「協議会」という。）に意見を求め交通安全を確保する対策を推進するものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(交通死亡事故等発生時の措置)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 村は、前項の検討結果を踏まえ、<u>次条</u>に規定する木祖村生活安全及び交通安全対策協議会（以下「協議会」という。）に意見を求め交通安全を確保する対策を推進するものとする。</p> <p>3 (略)</p>
--	--

第31条 木祖村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年木祖村条例第26号の21の1）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第<u>67号</u>）の施行の日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第<u>65号</u>）の施行の日から施行する。</p>

第32条 木祖村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成21年木祖村条例第21号の21の1）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(占有者の協力義務)</p> <p>第8条 (略)</p>	<p>(占有者の協力義務)</p> <p>第8条 (略)</p>

2 第1項の自ら処理できない一般廃棄物には、危険性のある物、引火性のある物、爆発性のある物、著しく悪臭を発する物、特別管理一般廃棄物に指定されている物及び一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は一般廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物を混入してはならない。

3 (略)

(一般廃棄物の自己処理基準)

第10条 占有者は、一般廃棄物を自ら収集し、運搬し又は処分(再生を含む。)するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条又は第4条の2に定める基準に準じて処理しなければならない。

(許可申請手数料)

第14条 次の各号に掲げる許可の申請をしようとする者は、それぞれ当該各号に定める手数料を納めなければならない。

(1) 法第7条第1項又は第6項に規定する許可申請手数料は、木祖村手数料徴収条例()以下「手数料条例」という。)に定める額による。

(2)・(3) (略)

2 前項の自ら処理できない一般廃棄物には、危険性のある物、引火性のある物、爆発性のある物、著しく悪臭を発する物、特別管理一般廃棄物に指定されている物及び一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は一般廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物を混入してはならない。

3 (略)

(一般廃棄物の自己処理基準)

第10条 占有者は、一般廃棄物を自ら収集し、運搬し又は処分(再生を含む。)するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条又は第4条の2に定める基準に準じて処理しなければならない。

(許可申請手数料)

第14条 次の各号に掲げる許可の申請をしようとする者は、それぞれ当該各号に定める手数料を納めなければならない。

(1) 法第7条第1項又は第6項に規定する許可申請手数料は、木祖村手数料徴収条例(平成12年木祖村条例第10号。以下「手数料条例」という。)に定める額による。

(2)・(3) (略)

第33条 木祖村後期高齢者医療に関する条例(平成19年木祖村条例第19号の26の1)新旧対照表

現行	改正後(案)
附 則 (延滞金の割合の特例)	附 則 (延滞金の割合の特例)

3 当分の間、第7条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

3 当分の間、第7条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

第34条 木祖村村有林野造成条例（昭和32年木祖村条例第39号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（官行造林及び県行造林等）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 前項の契約による造林地について村が財政上その他公益上の理由により伐採又は解約せんとするときは、あらかじめその同意を求め<u>森林法</u>に反しない範囲内において伐採又は解約するものとする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（官行造林及び県行造林等）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 前項の契約による造林地について村が財政上その他公益上の理由により伐採又は解約せんとするときは、あらかじめその同意を求め<u>森林法（昭和26年法律第249号）</u>に反しない範囲内において伐採又は解約するものとする。</p> <p>3 （略）</p>

第35条 木祖村林業会館の設置及び管理に関する条例（昭和54年木祖村条例第24号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（設置）</p> <p>第2条 林業生産力の増大及び林業経営の合理化並びに林業経営者の育成を図るため、会館を<u>木祖村大字菅字向吉田195番地の1</u>に設置する。</p>	<p>（設置）</p> <p>第2条 林業生産力の増大及び林業経営の合理化並びに林業経営者の育成を図るため、会館を<u>木祖村大字菅195番地の1</u>に設置する。</p>

第36条 こだまの森設置および管理等に関する条例（昭和60年木祖村条例第15号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（使用の停止等）</p> <p>第6条 村長は次の一に該当するときは、その使用条件を変更もしくは使用を停止し、または使用の許可を取り消すことができる。ただし、これによつて生じた損害に対して村はその責任を負わない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第3条第2項</u>の条件を履行しないとき。</p> <p>(3) <u>第4条各号</u>の規定に該当したとき。</p> <p>(4) <u>第8条第2項</u>の規定に違反したとき。</p> <p>(5) <u>第12条</u>の規定に違反したとき。</p> <p>2 (略)</p>	<p>（使用の停止等）</p> <p>第6条 村長は次の一に該当するときは、その使用条件を変更もしくは使用を停止し、または使用の許可を取り消すことができる。ただし、これによつて生じた損害に対して村はその責任を負わない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第4条第2項</u>の条件を履行しないとき。</p> <p>(3) <u>前条第1項各号</u>の規定に該当したとき。</p> <p>(4) <u>第10条第2項</u>の規定に違反したとき。</p> <p>(5) <u>第14条</u>の規定に違反したとき。</p> <p>2 (略)</p>

第37条 木祖村そば乾燥調整等施設の設置及び管理に関する条例（平成23年木祖村条例第23号の17の1）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>木祖村<u>そば乾燥調整等施設</u>の設置及び管理に関する条例 （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、木祖村<u>そば乾燥調整等施設</u>（以下「施設」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 （指定管理者の業務）</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>乾燥調整</u>及び製粉に関する業務</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>木祖村<u>そば乾燥調製等施設</u>の設置及び管理に関する条例 （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、木祖村<u>そば乾燥調製等施設</u>（以下「施設」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 （指定管理者の業務）</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>乾燥調製</u>及び製粉に関する業務</p> <p>(3)・(4) (略)</p>

第38条 木祖村地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例（平成22年木祖村条例第22号の16の1）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（課税免除）</p> <p>第2条 法第4条第2項第1項に規定する促進区域内において、<u>法第4条第6項</u>の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して5年以内に、法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法</p>	<p>（課税免除）</p> <p>第2条 法第4条第2項第1項に規定する促進区域内において、<u>同条第6項</u>の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して5年以内に、法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法</p>

<p>律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者には、次のいずれかに該当する物に対し固定資産税を課さない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。_____）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者には、次のいずれかに該当する物に対し固定資産税を課さない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	---

第39条 正沢親水公園の設置及び管理等に関する条例（令和5年木祖村条例第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(利用の停止等)</p> <p>第6条 村長は次に該当するときは、その利用条件を変更若しくは利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。ただし、これによって生じた損害に対して村はその責任を負わない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第5条各号</u>の規定に該当したとき。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 利用料金は、法第244条の2第9項の規定により、<u>別表</u>に定める金額の範囲内において村長が定めるものとする。</p>	<p>(利用の停止等)</p> <p>第6条 村長は次に該当するときは、その利用条件を変更若しくは利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。ただし、これによって生じた損害に対して村はその責任を負わない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>前条各号</u>の規定に該当したとき。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 利用料金は、法第244条の2第9項の規定により、<u>別表第1</u>に定める金額の範囲内において村長が定めるものとする。</p>

第40条 木祖村地域交流施設設置及び管理に関する条例（令和4年木祖村条例第20号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(使用の不許可)</p> <p>第5条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交流施設使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 風俗を害し、又は公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき__ —</p> <p>(2) 施設及び設備等を損傷し、又は汚損するおそれがあると認めるとき__</p> <p>(3) 施設の管理上支障があると認めるとき__</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、使用させることが不相当と認めるとき__</p> <p>(使用の停止等)</p> <p>第6条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。ただし、これによって生じた損害に対しては、村はその責任を負わない。</p> <p>(1) 許可を得ずして使用の目的を変更したとき__</p> <p>(2) 第4条第2項の条件を履行しないとき__</p> <p>(3) <u>第5条各号</u>の規定に該当したとき__</p> <p>(使用者の義務)</p>	<p>(使用の不許可)</p> <p>第5条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交流施設使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 風俗を害し、又は公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。<u>。</u></p> <p>(2) 施設及び設備等を損傷し、又は汚損するおそれがあると認めるとき。<u>。</u></p> <p>(3) 施設の管理上支障があると認めるとき。<u>。</u></p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、使用させることが不相当と認めるとき。<u>。</u></p> <p>(使用の停止等)</p> <p>第6条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。ただし、これによって生じた損害に対しては、村はその責任を負わない。</p> <p>(1) 許可を得ずして使用の目的を変更したとき。<u>。</u></p> <p>(2) 第4条第2項の条件を履行しないとき。<u>。</u></p> <p>(3) <u>前条各号</u>の規定に該当したとき。<u>。</u></p> <p>(使用者の義務)</p>

<p>第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 施設及び設備等を損傷し、又は汚損する行為をしないこと__</p> <p>(2) 風俗を害し、又は公の秩序を乱す行為をしないこと__</p>	<p>第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 施設及び設備等を損傷し、又は汚損する行為をしないこと。__</p> <p>(2) 風俗を害し、又は公の秩序を乱す行為をしないこと。__</p>
--	--

第41条 木祖村工事費分担金徴収条例（昭和54年木祖村条例第23号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法第224条</u>の規定に基づき第2条に定める工事を施工する費用に充てるためにその工事施行により利益を受ける者（以下「受益者」という。）から分担金を徴収することにより、村財政の合理化と工事の迅速な施行を図ることを<u>以つて</u>目的とする。</p> <p>（分担金の額）</p> <p>第3条 分担金の額は、<u>第2条</u>に定める工事施行により受益する限度内において村長が定める。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条</u>の規定に基づき<u>次条</u>に定める工事を施工する費用に充てるためにその工事施行により利益を受ける者（以下「受益者」という。）から分担金を徴収することにより、村財政の合理化と工事の迅速な施行を図ることを<u>もつて</u>目的とする。</p> <p>（分担金の額）</p> <p>第3条 分担金の額は、<u>前条</u>に定める工事施行により受益する限度内において村長が定める。</p> <p>2 （略）</p>

第42条 木祖村道路占用料徴収条例（昭和62年木祖村条例第15号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（延滞金の納付等）</p> <p>第6条 <u>地方自治法第231条の3</u> 第1項の規定</p>	<p>（延滞金の納付等）</p> <p>第6条 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3</u>第1項の規定に</p>

<p>により督促状を発したときは、<u>木祖村税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例（昭和54年条例第22号）</u>の規定により督促料及び延滞金を徴収するものとする。</p> <p>2 延滞金の金額の算出にあたっては、<u>木祖村税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例（昭和54年条例第22号）</u>を適用するものとする。</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>より督促状を発したときは、<u>木祖村税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例（昭和54年木祖村条例第22号）</u>の規定により督促料及び延滞金を徴収するものとする。</p> <p>2 延滞金の金額の算出に当たっては、<u>木祖村税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例</u>を適用するものとする。</p> <p>3・4 （略）</p>
--	---

第43条 木祖村公共物管理条例（昭和62年木祖村条例第16号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（罰則）</p> <p>第19条 詐欺その他不正な手段により第4条第1号、第4号、第5号、<u>又は第6号</u>の許可を受けた者は、5万円以下の過料に処する。</p>	<p>（罰則）</p> <p>第19条 詐欺その他不正な手段により第4条第1号、第4号、第5号<u>又は第6号</u>の許可を受けた者は、5万円以下の過料に処する。</p>

第44条 木祖村営水道条例（平成10年木祖村条例第14号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（費用の算出方法）</p> <p>第10条 （略）</p> <p>2 <u>前各号</u>に掲げる費用の算出に関し必要な事項は、村長が定める。</p>	<p>（費用の算出方法）</p> <p>第10条 （略）</p> <p>2 <u>前項各号</u>に掲げる費用の算出に関し必要な事項は、村長が定める。</p>

第45条 木祖村水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年木祖村条例第25号の8

の1) 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>学校教育法（昭和22年法律第26条）</u>による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(2)～(9) (略)</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）</u>による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(2)～(9) (略)</p>

第46条 源流の里木祖村水道水源保全条例（平成26年木祖村条例第26号の10の1) 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(井戸設置許可の申請)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、同項の許可を要しない。ただし、設置する井戸が第2号から第5号のいずれかに該当するときは、村長に井戸の設置の届出をしなければならな</p>	<p>(井戸設置許可の申請)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、同項の許可を要しない。ただし、設置する井戸が第2号から第5号のいずれかに該当するときは、村長に井戸の設置の届出をしなければならな</p>

<p>い。</p> <p>(1) <u>水道法（昭和32年法律第177号）第3条</u>に規定する水道事業、水道用水供給事業又は専用水道の井戸</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>い。</p> <p>(1) <u>法第3条</u> _____ に規定する水道事業、水道用水供給事業又は専用水道の井戸</p> <p>(2)～(5) (略)</p>
--	---

第47条 木祖村下水道条例（平成12年木祖村条例第29号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(排水設備工事責任技術者)</p> <p>第6条の4 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、<u>次条第1項</u>に規定する<u>下水道排水設備工事責任技術者</u>（（以下「責任技術者」という。）の登録を受けている者のうちから、責任技術者を専属させなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(責任技術者の登録)</p> <p>第6条の5 <u>第6条の4第1項</u>において定める責任技術者は、財団法人長野県下水道公社（以下「公社」という。）が実施する下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験（以下「試験」という。）に合格し、公社に登録した者をいう。</p> <p>(指定工事店証)</p> <p>第6条の6 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>指定工事店は、第6条の13第1項の規定により指定を取り消された</u></p>	<p>(排水設備工事責任技術者)</p> <p>第6条の4 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、<u>次条</u> _____ に規定する<u>下水道排水設備工事責任技術者</u>（（以下「責任技術者」という。） _____ の登録を受けている者のうちから、責任技術者を専属させなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(責任技術者の登録)</p> <p>第6条の5 <u>前条第1項</u> _____ において定める責任技術者は、財団法人長野県下水道公社（以下「公社」という。）が実施する下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験（以下「試験」という。）に合格し、公社に登録した者をいう。</p> <p>(指定工事店証)</p> <p>第6条の6 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>指定工事店は、第6条の9の規定により指定を取り消されたときは、</u></p>

取得が可能であると見込まれること。

(8) (略)

2～5 (略)

(占有期間)

第26条の6 第21条第1項の規定による占有の期間は、5年以内とする。

(使用期間等)

第26条の7 第21条の3第1項の規定による使用の期間は、5年以内とする。

2 村長は、使用者が使用の期間を満了する前に、引き続き暗渠に電線等を設け、継続して排水施設を使用する申請をした場合において、当該申請が第21条の4第1項に規定する基準に適合するときは、当該更新の申請を許可するものとする。ただし、村長が当該更新の許可をしないことについて合理的な理由があると認めた場合は、この限りでない。

(使用の許可の取消し)

第26条の8 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者の使用の許可を取り消すことができる。

(1) 使用者が暗渠に敷設した電線等が第21条の4第1項に規定する基準に該当しなくなった場合

(2)～(7) (略)

(原状回復)

第27条 第21条第1項の許可を受けた者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了したとき又は当該占有物件を設ける必要がなくなったときは、当該占有物件を除却し、公共下水道

得が可能であると見込まれること。

(8) (略)

2～5 (略)

(占有期間)

第26条の6 第26条第1項の規定による占有の期間は、5年以内とする。

(使用期間等)

第26条の7 第26条の3第1項の規定による使用の期間は、5年以内とする。

2 村長は、使用者が使用の期間を満了する前に、引き続き暗渠に電線等を設け、継続して排水施設を使用する申請をした場合において、当該申請が第26条の4に規定する基準に適合するときは、当該更新の申請を許可するものとする。ただし、村長が当該更新の許可をしないことについて合理的な理由があると認めた場合は、この限りでない。

(使用の許可の取消し)

第26条の8 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者の使用の許可を取り消すことができる。

(1) 使用者が暗渠に敷設した電線等が第26条の4第1に規定する基準に該当しなくなった場合

(2)～(7) (略)

(原状回復)

第27条 第26条第1項の許可を受けた者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了したとき又は当該占有物件を設ける必要がなくなったときは、当該占有物件を除却し、公共下水道

を原状に回復しなければならない。ただし、村長が原状に回復することが不相当であると認めるときは、この限りでない。

- 2 村長は、第21条第1項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不相当な場合の措置について必要な指示をすることができる。
- 3 村長は、使用期間が満了したとき又は使用者が暗渠を使用する必要がなくなったときは、当該使用者に対して、第21条の5の規定に基づき定めた原状回復について必要な指示をすることができる。
- 4 村長は、第21条の5の規定に基づき定めた原状回復に係る条件の内容にかかわらず、使用期間が満了した場合又は使用者が暗渠を使用する必要がなくなった場合において、公共下水道を原状に回復することが不相当であると認めるときは、使用者に対して必要な指示をすることができる。

(使用料等の督促)

第29条 (略)

- 2 (略)
- 3 使用料等に関して督促をした場合は、木祖村税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例(昭和54年条例22号)による。

(罰則)

第32条 次の各号に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。

- (1)～(7) (略)
- (8) 第22条第2項、第3項及び第4項の規定による指示に従わなかった者
- (9) 第5条第1項、第19条の規定による申請書又は図書、第5条第2

を原状に回復しなければならない。ただし、村長が原状に回復することが不相当であると認めるときは、この限りでない。

- 2 村長は、第26条第1項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不相当な場合の措置について必要な指示をすることができる。
- 3 村長は、使用期間が満了したとき又は使用者が暗渠を使用する必要がなくなったときは、当該使用者に対して、第26条の5の規定に基づき定めた原状回復について必要な指示をすることができる。
- 4 村長は、第26条の5の規定に基づき定めた原状回復に係る条件の内容にかかわらず、使用期間が満了した場合又は使用者が暗渠を使用する必要がなくなった場合において、公共下水道を原状に回復することが不相当であると認めるときは、使用者に対して必要な指示をすることができる。

(使用料等の督促)

第29条 (略)

- 2 (略)
- 3 使用料等に関して督促をした場合は、税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例(昭和54年条例第22号)による。

(罰則)

第32条 次の各号に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。

- (1)～(7) (略)
- (8) 第27条第2項、第3項及び第4項の規定による指示に従わなかった者
- (9) 第5条第1項、第24条の規定による申請書又は図書、第5条第2

項本文、第12条、第14条の規定による届出書、第16条第2項第3号の規定による申告書又は第17条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者

項本文、第12条、第14条の規定による届出書、第16条第2項の規定による申告書又は第17条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者

第48条 木祖村農業集落排水事業及び特定環境保全公共下水道事業等分担金徴収条例（平成10年木祖村条例第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(分担金の決定及び徴収)</p> <p>第4条 村長は、供用開始公示のあった下水処理事業等区域内の受益者に、<u>第3条</u>の規定による分担金の額を別に定める申告書により決定するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(準用規定)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、分担金に係る督促手数料延滞金及び滞納処分に関する事項は、<u>木祖村税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例</u>の当該規定を準用する。</p>	<p>(分担金の決定及び徴収)</p> <p>第4条 村長は、供用開始公示のあった下水処理事業等区域内の受益者に、<u>前条</u>の規定による分担金の額を別に定める申告書により決定するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(準用規定)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、分担金に係る督促手数料延滞金及び滞納処分に関する事項は、<u>税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例（昭和54年条例第22号）</u>の当該規定を準用する。</p>

第49条 木祖村浄化槽市町村整備推進事業に関する条例（平成15年木祖村条例第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(使用料の徴収)</p> <p>第8条 (略)</p>	<p>(使用料の徴収)</p> <p>第8条 (略)</p>

2 使用料の徴収、算定については、 <u>木祖村農業集落排水施設の管理に関する条例（平成10年木祖村条例第1号）</u> に準ずる。	2 使用料の徴収、算定については、 <u>木祖村農業集落排水施設の管理に関する条例（令和2年木祖村条例第7号）</u> に準ずる。
--	---

第50条 木祖村農業集落排水施設の管理に関する条例（令和2年木祖村条例第7号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2</u>の規定に基づき、農業集落排水施設の管理及び使用等に関し、必要な事項を定めるものである。</p> <p>（立入検査）</p> <p>第17条 （略）</p> <p>2 <u>第1項</u>の規定により調査又は検査を行う職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2</u>の規定に基づき、農業集落排水施設の管理及び使用等に関し、必要な事項を定めるものである。</p> <p>（立入検査）</p> <p>第17条 （略）</p> <p>2 <u>前項</u>の規定により調査又は検査を行う職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 （略）</p>

第51条 木祖村防災行政無線施設等の設置及び管理に関する条例（平成4年木祖村条例第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（受信機の貸与及び有償譲渡）</p> <p>第6条 戸別受信機（以下「受信機」という。）は、受信を希望するものの申請に基づき、次の区分により貸与し、又は有償譲渡するも</p>	<p>（受信機の貸与及び有償譲渡）</p> <p>第6条 戸別受信機（以下「受信機」という。）は、受信を希望するものの申請に基づき、次の区分により貸与し、又は有償譲渡するも</p>

のとする。

(1) (略)

(2) 有償譲渡

ア 会社、工場等の事業所

イ 第1号に規定するもののうち増設分

2・3 (略)

のとする。

(1) (略)

(2) 有償譲渡

ア 会社、工場等の事業所

イ 前号に規定するもののうち増設分

2・3 (略)

議案第 6 号 既存条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

1. 制定理由

施行中の条例について、制定から長期間経過しているものもあることなどを踏まえ、本年度において点検・見直しを各条例所管課において実施した。

その結果により、法律・村例規などの引用や法制執務上の誤りなどについて所要の改正を行うもの。

併せて、事業の終了や目的を達成した条例の廃止を行う。

2. 改正及び廃止する条例件数等

《令和 8 年 3 月 1 日現在施行中の条例数》

・ 178 条例

《点検・見直しにより改正する条例数等》

・ 55 条例（うち、改正内容件数 141 件）

※議案第 9 号、第 10 号、第 12 号、第 13 号の見直しに伴う改正を含む。

《事業の終了などにより廃止する条例数》

・ 3 条例

3. 施行日

公布の日から施行